

金札価値論争について

岡 田 俊 平

一

明治維新直後、わが国産業の発展、経済の拡大を促進するために、生産資金供給の手段として維新政府によって太政官札が発行された。しかしながら、この政府造出資金の産業発展に対する効果は、維新当初においては政府の期待に應えるに十分ではなく、むしろ太政官札発行は赤字財政を補填する手段として利用されることが多い状態であった。したがって、このような径路によって発行される太政官札の発行額を、適度な数量に制約すべき基準は存在しないと等しい状態に陥った。

ここにおいて、維新政府は明治二年五月、太政官札の最高発行額を三、二五〇万兩に制限することを決定したが、その後太政官札は四、七〇〇万兩に増加し、また七五〇万兩の民部省札が追加発行され、さらに大蔵省兌換

金札価値論争について

証券および開拓使兌換証券が兌換券として三井組を通じて発行され、しかもこれらの兌換券も明治七年五月新紙幣と交換されることによって不換紙幣に転じたのである。その結果、明治七年十二月末における太政官札、民部省札、新紙幣等の政府紙幣流通額合計は九、一二八万余円に達していた。

これらの太政官札、民部省札等の政府紙幣は、維新政府の政治的権力がいまだ十分に確立していなかったために、全国的に流通することは不可能であり、太政官札発行直後においては、流通手段として機能する範囲はきわめて狭少な地域に限定され、その価値も正貨に対して六〇%余の下落を来したのであった。さらに、明治元年十二月より翌二年二月までの「金札相場書調帳」⁽¹⁾の記録にも紙幣価値が三七%乃至四五%の低落を現わしたことが見られ、明治二年五月の「金札流通状況探索書」⁽²⁾も金札を流通手段とする場合の物価は、正貨を基準とする物価に対して一〇%乃至二〇%の高騰を示していることを報告しているのである。

一方洋銀相場においても、銀四五匁を基準相場とする洋銀が、明治元年九月四七匁を超え、二年上期には五〇匁台、下期には六〇匁台に騰貴し、三年に至っては六〇匁台を下ることのなかったことが見られるのである。洋銀相場の変動は貿易収支の影響を受けるものであることはいうまでもないところであるが、明治元年上期において四五匁を超えることのなかった洋銀相場が、太政官札発行の後、九月以降漸次騰貴を続け、一〇%より四〇%内外の騰貴を示していることは、単に貿易収支の影響によるのみでなく、紙幣価値の低下が反映されているものと考へなければならぬ。

明治初年において、このような紙幣価値の低落が現われたことの主要な原因は、維新後の社会的経済的混乱期に政治的権力の不安定な政府によって、政府紙幣が経済社会の資金需要を考慮することなく、ほとんど財政的必

要のために増発されたことに見出されると思う。「紙幣整理始末」は

「明治初年紙幣下落ノ原因ハ基発行額ニアラスシテ、人民カ紙幣ニ信用ヲ置カサリシニアリ、故ニ兵乱鎮定シ社会ノ秩序回復シ、人民新政府ノ成立ヲ了解スルニ至リシヤ、紙幣ハ漸次流通ノ範圍ヲ弘フシ、其発行額ノ漸次増加スルニモ拘ハラズ、其価格ハ回復シテ独り正貨ト同価ニ通用スルノミナラス、或ハ反テ正貨ニ打歩ヲ生スルニ至リタリ」⁽³⁾

と、明治初年の紙幣価値の低落は、主として新政府に対する不信認にもとづくものであって、紙幣発行量の増加によるものではないと述べている。

しかしながら、維新政府は自ら発行する紙幣量の膨脹に関して全く無関心であったのではなく、むしろ、その発行額を抑制することによって、紙幣価値を安定せしめようとする考慮を払っていたのである。太政官札発行の当初においても全国米穀産出高を規矩として、その発行限度を三、〇〇〇万兩と限定し、また明治二年五月二十八日の布告においても「国力ニ不応御振出シ相成候テハ弥御引替之道難被相立候」⁽⁴⁾という理由にもとづいて、発行限度を三、二五〇万兩に限定することを明示しているのである。これらのことによつて維新政府が太政官札発行に関して、わが国における主要生産物である米穀産出量を基準として、経済発展に必要な通貨の適正量を測定し、それによつて紙幣価値の維持を期待していたことが明らかであろう。このように紙幣数量抑制の原則がわが国の生産力にもとづいて決定されたにもかかわらず、維新政治を担当する新政府の財政的必要性は、太政官札およびその他の政府紙幣を逐次増発することによつて充足されねばならなかったのである。このような事態を生ずるに至つたことは財政的基礎の薄弱であつた維新政府が、政治的経済的諸改革に要する多額の政府費用に対し、そ

金札価値論争について

の財源を租税あるいは公債に求める方法を確立し得ないために、貯蓄を前提とすることなく、専ら政府紙幣発行による資金造出に依存しなければならなかった結果であることはいうまでもない。

明治四年五月金本位制にもとづく貨幣制度が確定され、七月には廢藩置県が実施されて、全国的經濟組織を成立せしめる基礎が整備されるに至って、漸次政府紙幣は流通手段としての機能を充実し、その価値は回復して正貨に接近するに至った。政府紙幣の発行額は、大藏省および開拓使の兌換券を除外して、明治四年末五、五五〇万円、五年末五、九一〇万円、六年末には六、九五五万円と漸増しているのであるが、紙幣価値はほぼ安定し、明治五、六年の頃には紙幣と正貨の間に差違はほとんど認められなくなったのである。この現象は、わが国の近代国家としての政治的体制が漸く整備の緒につき、全国的流通經濟組織形成の条件も充足されつつあったため、經濟社会の資金需要量も漸次増大して来たことによるものと考えられる。「紙幣整理始末」にも、

「六年ヨリ十一年一月ニ至ルマテ、政府紙幣流通高ハ著ルシキ増加ヲ為シタレトモ、最初ハ其高尚ホ我國通貨需要高ノ範圍内ニ在リシテ以テ、最後ノ発行マテハ常ニ正貨ト並価ニ流通シ、其價格下落ノ恐アラサリキ」⁽⁶⁾

と、政府紙幣発行額が經濟社会の資金需要量と均衡し、紙幣価値が正貨と平価を保持し得たと述べられている。しかしながら、紙幣と正貨が常に平価に流通していたものではなく、インフレーションを顕在化するに至るほど、紙幣価値の低落は激しくなかつたとはいえ、紙幣は正貨に対して絶えず低価にあり、洋銀相場においても、明治六年より八年の間に洋銀と紙幣の較差は平均三・五％の開きが現われているのである。この洋銀相場の騰貴は輸入超過の継続による國際収支の逆調によって影響を受けたものであることはいうまでもないが、当時わが国における国内通貨の主体が、經濟社会の資金需要に応じて供給されたものでなく政府によって一方的に財政支出

のために造出された紙幣をもって構成されていたため、経済社会の必要とする通貨量を越えて、不換紙幣が経済流通過程に滞留し過剰発行の傾向にあったことも考えねばならない。

したがって、わが国の通貨事情は、金本位制の下における為替相場による貿易収支に対する自動的調節作用が機能する条件を失っており、対外支払手段としての正貨と交換する場合に、政府紙幣は減価を余儀なくされ、国内通貨としても正貨と平価を保持することは不可能であった。その結果、国内物価の騰貴、慢性的輸入超過、正貨の国外流出を招くに至り、さらに、明治五年国立銀行条例にもとづいて、通貨価値安定の目的をもって発行されることになった兌換銀行券が、かえって正貨の国内流出を容易にする手段となるに至ったのである。「明治財政史」にも、

「明治七年ノ交ニ至リ政府紙幣濫発ノ害毒漸ク市場ニ現ハレ、輸入貨物ノ促進ト共ニ正貨ノ流出甚タシク、紙幣日ニ下落シテ金貨益々上騰ヲ告ケ、八年六月ニ至リ政府紙幣ハ金貨千円ニ対シテ拾七八円ノ差價ヲ生シタリ、故ニ銀行紙幣ハ從テ発行スレハ從テ取附ニ会ヒ須臾モ市場ニ流通スルコトヲ得ス」⁽⁴⁾

と、政府紙幣の正貨に対する減価が顕著になりつつあったことが述べられている。

一方洋銀相場の変動を見ると、明治八、九年の頃においては、輸入超過期に当る上期に対して輸出超過期の下期には洋銀相場は下落する順道の傾向を示しているのである。すなわち、明治八年上期には六二匁台にあった洋銀相場が、八月以降六〇匁余に下落し、また明治九年上期六〇匁余が五月以降は五八、九匁の線まで下降していることが見られる。これらの状態は、洋銀相場の変動が貿易収支に対応しているものといえることができるのであるが、明治十年下期に至ると、貿易収支は順調に転じた時期にもかかわらず洋銀相場は六二匁台を下らず、さら

金札価値論争について

に十一年に入つては、六六匁より六八匁と高騰の傾向を示しているのである。

明治八年三月、国立銀行四行によって提出された兌換券発行の困難についての陳情書には、貿易外支払の超過によって惹起された為替相場の騰貴は、金貨の国外流出、国内流出を激化せしめるとともに、紙幣と金貨の価値に関する較差を拡大するに至つたことを、次のように述べている。

「先貿易場ヨリ金貨ト金札トノ価格ニ差違ヲ生シ自ラ内地ニ相及シ、平常ノ金貨ノ方金札ヨリ価位相増シ、目今ノ勢ニテハ銀行紙幣ノ如キハ只輸出ノ便ヲ資クル迄ト相成、内地人民金札ノ徵信ヲ厚フスルノ裨補ニハ聊モ其効無之哉ニ奉存候事」⁽⁷⁾

この説明によつても、国内通貨としての政府紙幣が、明治四年の新貨条例にもとづく本位金貨に代位することができず、金貨に対して紙幣価値低下の状態を現出し、通貨価値安定の目的をもつて制定された兌換券の発行をすら不可能ならしめるに至つていたことが知られよう。その原因は、経済発展に必要とする通貨量を超えて政府紙幣が発行され、その通貨が資本形成ために投資されること少く、流通過程に滞留するに至つたことにあると考えられる。これは明治八年五月、大蔵省兌換証券開拓使兌換証券が不換紙幣となり、同月末の不換紙幣は九、一五五万円、八年末には九、九〇六万円と増大しており、本位金貨に対する紙幣減価が明治八年には一・五%内外であるが、九年上期には三・五%と較差が開いている事実が証明するところである。

明治九年八月国立銀行条例の改正により、銀行券もまた不換紙幣となり、さらに十年の西南戦争勃発によつて、不換紙幣の流通量は明治十年末一一、九一四万円、十一年末一六、五六九万円と急増し、また紙幣価値も金貨に対し明治十年下期平均六・七%、十一年平均一五・八%の減価を現わすに至り、「紙幣整理始末」が「十年

以降紙幣下落ノ原因ハ全ク其発行額ノ過多ナルニアリ」と述べているように、紙幣の過剰発行の事態は否定することのできない顯著なものとなったのである。

このように紙幣価値の低落の原因が不換紙幣の過剰発行にあるとする「紙幣整理始末」は、明治十四年秋以後紙幣整理政策を断行した松方正義の通貨政策原理を表明しているものであり、それは、明治二年以降、わが国の社会的経済的変革の時期を通じて、経済拡大のために資金供給に重点をおいて来た通貨政策の指導的地位にあった大隈重信の政策原理に対する批判的見地に立つものである。しかしながら、紙幣過剰発行の主張が一般的に承認されていたのではなく、

「十一、十二年間ハ紙幣ノ価ハ下落セルニ非ス、其発行モ過多ナルニ非ス、銀貨ニ対シテ差アルハ洋銀ノ騰貴セルニ由レルナリ、洋銀ノ騰貴ハ貿易ノ不平均ニアリ、貿易ノ不平均ハ資本欠乏シテ物産工作起ラサルニアリトノ説尚ホ盛ニ行ハレタリ」⁽⁸⁾

と、「紙幣整理始末」において指摘されているように、紙幣価値変動の原因をめぐって、不換紙幣の過剰発行説と正貨高価説との論議が対立していたのである。明治十年前後において、通貨政策の当局によって支持されていた正貨高価説が、どのような論拠にもとづいていたのか、また金札価値の安定についてどのような政策が介画されていたかを検討することを本稿の目的とする。

(1) 「大隈文書」A三六八七

(2) 拙稿「金札流通状況の探索書について」(成城大学経済研究、第十、十一号)、および「横浜周辺における金札流通状況」(大倉山論集、第八輯)参照

金札価値論争について

金札価値論争について

- (3) 「紙幣整理始末」二〇頁
- (4) 「貨政考要」法令編第二卷、一七頁
- (5) 「紙幣整理始末」八三―四頁
- (6) 「明治財政史」第十三卷、一〇三頁
- (7) 同右、一〇六頁
- (8) 「紙幣整理始末」二二頁
- (9) 同右、一〇五頁

一一

明治十年下期以降顕著になるに至った洋銀相場高騰の現象に対して、その原因は貿易収支の逆調に見出されるとするものと、不換紙幣の過剰発行にあると主張するものとの論議が、明治十一、十二年の頃に展開されたのであるが、その原因把握の立場を異にすることによって、両者の通貨価値安定に関する政策が著しく対立するに至ったことはいうまでもない。前者の意見のうち、その論拠を最も明確にしているものの一つは、大蔵省の鈴木利亨、神鞭知常が行った明治八年以後の経済実態に関する分析にもとづいて、大書記官河瀬秀治が総括的意見を附加して提出した「財政之儀ニ付建言」(明治十二年七月五日付)であると思われる。

この建言によると、紙幣の増発を金銀貨幣騰貴の原因とする説は通貨現象の外表を見ているのみで、その本質を把握していない。西南の役は明治十年の初期に起り、金銀貨の騰貴は同年六、七月に顕著になった。さらに、

西南の役処理費のために紙幣発行が最高額に達したのは十年末であるのに対して、金銀貨の急激な騰貴は十一年二、三月頃に現われている。また銀行紙幣発行額が最高に達したのは十一年末であるが、金銀貨幣および洋銀が非常騰貴を示したのは同年十月以降であった。したがって、この現象を観察して、正貨価値変動の原因が不換紙幣の過剰発行にあると論結するものは、正貨騰貴の要因として、わが国の金銀比価がロンドンの銀相場に比較して銀を高価に保持していることと、連年の輸入超過により正貨の国外流出が多量に行われた事実とを認識していない結果であると批判して、この建言書提出者は金銀高価の要因は次の点に見出されると主張している。

「我金貨ノ銀貨洋銀ヲモ併セ称スヨリモ騰貴セシハ外国ノ金銀相場及横浜為替相庭ニ之レ因ルナリ、其銀貨カ紙幣ニ対シテ騰貴セシハ即チ金銀既ニ欠乏ヲ告ルニ際シ輸入物品カ輸出物品ニ超過スルモノ底止スル所ヲ知ラサルノ勢アルニ之レ因ルナリ、而シテ専ラ十年及十一年ノ発行紙幣ニ就テ之ヲ謂ハハ其発行額ハ決シテ民間ノ需要ニ過多ナリト為スヘカラスト雖トモ、其用途ノ宜シキヲ得サリシモノハ則之カ因タラサルヲ得サルナリ」

このように主張するに至った理由として、まず横浜における金銀貨および洋銀相場をロンドン銀相場に対比した場合、横浜においては銀相場が常に高位にあることをあげている。このことよって外商は輸入商品の代銀を金貨に交換することを望むのみならず、金貨を一個の商品と見做して買取し去るために、わが国における金貨は流出し、その銀に対する相場は騰貴する。その結果わが国においても金貨退蔵の傾向を生じ、さらに金貨騰貴の傾向を強めるに至った。このようにしてわが国市場における金銀比価は漸次ロンドン相場に接近しつつあるが、しかし、なおわが国の銀価はロンドンのそれに比較して高価を保っている。その理由は、東洋諸国においては貿易通貨として銀貨を使用する慣習が存在しているにもかかわらず、わが国の輸入超過に対して、邦商が対外支払

金札価値論争について

手段に必要とする洋銀の保有量が僅少であることによるのである。したがって、対外支払にはおのずから金貨を使用しなければならぬ結果となり、しかも金貨相場は外商の決定するところにしたがい、金の現送費を差引いた点において評価されるため金貨が低位におかれる状態であると説いている。

次いで、紙幣に対して銀貨が騰貴する原因については、貿易収支、為替相場および横浜洋銀取引所相場等を検討することによって次のように説明するのである。明治八年の上期、洋銀相場が平均四銭の昂騰を示したのは、その期間の輸入超過が九〇〇万円を超えたことによるものである。下期においては輸出入ほぼ均衡するに至ったため、ヨーロッパにおいては銀相場が昂騰に向っているにもかかわらず、横浜における洋銀相場は稍低下の様相を現わしている。これは洋銀相場が貿易収支の影響によるものであることを証明している。また明治八年一ケ年間の輸入超過一、一三〇万円に対し、洋銀相場騰貴の程度が緩慢である点は、四三三万円の正貨流出があったことによつて説明されるであらうと述べている。

明治九年には、ヨーロッパにおける銀相場の暴落と生糸生産の不振によつて、わが国の輸出超過三七四万円に達し、正貨流出額は二四二万円に止つた。したがつて、洋銀相場は下落を来すべきであるにもかかわらず、一月二月における洋銀相場は金貨に対し二銭前後の高位を保っていた。一方、四月横浜為替相場が三シリング九ペンス半乃至十一ペンスに下落した時期において、わが国の金貨相場は稍騰貴の傾向に転じたが、八月十月の生糸輸出期に至つて洋銀相場は、一弗に対し紙幣九四、五銭の点まで下落し、それとともに、わが国金価もまた下落して、結局金銀価の較差は四一六銭に止まつた。このように輸出超過の時期においても洋銀相場の下落が僅少であったのは、外国商社の洋銀需要の増大と、在日外国銀行の爲替相場引上げによるものであり、さらにわが国の商

人が専ら外国銀行の相場に準拠した結果であると論じている。

明治十年には、前年の輸出超過によって獲得した購買力が輸入商品に対する需要を増加せしめる原動力となり、さらに西南の役の勃発が政府需要をも増大せしめた結果、輸入超過額四五〇万円に上り、正貨の国外流出も増加して七二八万円に達した。したがって、洋銀は金貨に対比して高価の位置を占めるに至ったのであるが、九月十一日のヨーロッパ銀相場回復の時期において、かえって洋銀相場が稍低落の状態を現わしているのは、同年下期においてわが国の輸出が伸展したことにもとづくものと論断している。

次いで、明治十一年に至って洋銀相場が暴騰したのは、輸入超過が七〇〇万円に達し、しかも対外支払に充当すべきわが国の正貨がすでに欠乏を来していたことにもとづくものであり、さらに洋銀相場変動を対象とする投機的取引が洋銀昂騰の趨勢を助長したことにあると説いているのである。

右に述べたように、大蔵省の河瀬秀治らによる建言は、金価および洋銀相場の騰貴は、すべて貿易収支の逆調を原因とするものであることを強調して、政府紙幣の過剰発行によるものでないことを実証しようとしているのである。しかしながら、明治十一年の洋銀相場急騰が輸入超過と正貨欠乏にもとづくことを説くにあたって、その輸入超過を生ずるに至った原因を、

「本年西南ノ事全ク終レリ、然レトモ前年来引続キ西南沿道ノ民、外物ヲ購入セシコト多ク、又当年ハ金祿公債証書ノ下附及其売買許可ノ令アリシヲ以テ、紙幣カ都府及各省僻地ノ士族輩ノ手ニ落ツルコト頗ル多カリシニ、夫ノ士族輩ハ其用度ニ窘究ヲ告クルノ期ニ際シ、渴望セシ所ノ買力ヲ一時ニ其手ニ収メタルヲ以テ、多クハ之ヲ生利殖産ノ途ニ用フルノ遑ナク、直チニ日用外物ノ購求ニ支消シ、或ハ更ニ之ヲ空費シテ、以テ細民ヲ

金札価値論争について

シテ外物購求ノ資ト為サシムルノ実アリキ、故ニ金祿公債証書ノ下附ハ即チ間接ニ外物購求ノ大因ト化シ⁽³⁾

と述べているのは、紙幣の過剰発行を認めざるを得ないことを明らかにしているものである。政府造出の資金が投資に向けられること少く、したがって国内産業の近代化における資本形成の効果をもたらすことなく、かえって大部分の資金が消費支出に流れたこと、しかも国内産業の未成熟のため、それが輸入消費財に対する需要の増大を招来した結果、洋銀相場の急騰を現出するに至ったことを認めているのは、すでに国内通貨が経済発展のために必要な資金量を超過し、多額の通貨が流通過程に滞留していたことを明らかにしているものといえよう。

ここにおいて、この建言書に述べられている貨幣流通高に関する見解を検討しなければならない。建言書は、「世人或ハ曰、我金銀貨及洋銀ノ騰貴ハ紙幣ノ增多ナルニ因ルト、是其ノ数ノ最モ觀易キモノニ就テ立ツル所ノ説ニシテ、且ツ人ノ信シ易キ所ナリ、然レトモ子細ニ其騰貴ノ実情ヲ探討スレハ、此ノ如キノ説者ハ只其外容ヲ見テ未タ其実因ヲ究メサルモノト謂フ可キノミ⁽⁴⁾」

と紙幣過剰発行説に反対し、紙幣発行額は決して経済社会の通貨需要を超過するものではないと主張する。そして、その論拠を次のように挙示している。

わが国の金銀貨幣は本来欠乏してはいなかった。しかしながら、社会の進歩、産業の発展にしたがって通貨需要が増大し、すでに幕府時代においても藩札の発行によって通貨不足の補充が行われる状態であった。維新後、藩札の流通停止措置が通貨不足を来す原因となり、一方において財政支出のために政府の通貨需要が増大したが、租税増徴によって通貨不足を激化することを恐れて、維新政府は政府紙幣を発行して財政不足に充当し、また通貨不足を補充する政策をとったのである。しかるに地租金納が実施されて以来、再び必要通貨量増大し、

さらに明治十一年金祿公債の売買が公許されたことにより、公債売出に應ずるため巨額の通貨を必要とするに至った。また、士族が商工業に就業するに当っての資金需要に應ずべき通貨量も必然的に膨脹した。したがって、わが国の必要通貨量は維新当時の三、四倍に上昇しているものといふことができる。と説いているのである。

このように、建言書は通貨需要量の増加の結果、政府および銀行の紙幣発行額は決して過剰の状態に陥っていないと主張しようとしているのであるが、それにもかかわらず、洋銀相場騰貴の原因を指摘するに当って、次のように論評するのである。

「増発紙幣ハ興業殖産ノ途ニ其用ヲ為スヲ得スシテ、偏ニ他ノ一方ニ向テ究民一時ノ困乏ヲ補充セシカ為メ、却テ其奢侈心ヲ助長シ、徒ラニ不急ノ外物輸入ヲ促進スルノ資トナリテ、以テ洋銀騰貴ノ一大因タルニ至リシナリ、若シ其紙幣ヲシテ興業殖産ノ途ニ其用ヲ為スヲ得セシメハ、縦令其散布スルノ紙幣ヲシテ幾分カ外物購求ノ途ニ向ハシムルモ、其業産ニ依テ得ル所ノモノ以テ我輸出ヲ増益スルノ実アルカ故ニ、到底洋銀ノ騰貴ハ今日ノ如キ甚シキヲ見サルヘシ」⁽⁶⁾

すなわち、政府紙幣あるいは不換銀行券の増発が、貯蓄投資の径路を通じて資本形成を実現すれば通貨量はなお不足状態にあつたはずであるが、多くの通貨が消費支出特に輸入消費財購入に使用されたため、輸入超過、洋銀相場騰貴を招くに至つたと主張するのである。

しかし、この意見は、前述のように、むしろ不換紙幣の流通過程における滞留過剰を説明しているものといわなければならないのであるが、建言書は紙幣の増発、紙幣購買力の低下を主張するものに反対して、もしその意見が真実を説くものであれば、それは紙幣に対する信用の低下を意味しているのであり、したがって国内市場に

金札価値論争について

おける物価は輸入商品価格とともに騰貴の状態を現わすはずであり、また紙幣換物の傾向が激化するはずであると論じている。そして、この反駁を証明する資料として米価表をあげて、次のように説いているのである。

明治十年より米作不良のため騰貴の徴候を現わし始めた米価が、十一年下期より十二年に至る間に急騰の状態に移った原因は、主として米作状況の不良、すなわち商品供給側に存するものであり、さらに正貨価値の騰貴が幾分の影響を及ぼしていることによるものと考えられるのであって、決して紙幣に対する信用の低落によるものではないのである。したがって、米穀以外の商品について見ても、主要輸出商品の生糸は明らかに紙幣表示による価格において騰貴の跡を示しており、その影響の下に繭価その他の物価も騰貴の傾向にあることは否定できない。しかしながら、これら商品価格騰貴率は洋銀相場の上騰と比較すればなお低位に止まっている。その理由は、生糸の生産費は変化していないにもかかわらず、洋銀相場の上騰によって製糸業者の取得する紙幣額が増大し、その貨幣利潤の増加が繭の仕入価格の上昇に影響を及ぼしているにすぎない。このように生活必需品の米、主要輸出品の生糸について、紙幣増発の影響が見出されないとすれば、他の商品についても同様の推定を行って誤りはないはずであると主張しているのである。

しかしながら、「貨幣制度調査会報告」⁽⁶⁾に収められた東京物価割合比較表および附属明細表によれば、玄米一石の価格は、明治十年五円三三六、十一年六円三八五、十二年七円九五五、十三年一〇円五七一と漸騰しておりその他の商品についても同様の傾向が現われているのであって、国内物価の一般的騰貴の事実を否定することのできない状態が見られるのである。したがって、建言書の意見は必ずしも正鵠を得ているとはいえないであらう。

紙幣と正貨の価値の較差を、右のように貿易収支の逆調による正貨の欠乏にもとづくものと考察する結果、正

貨価値引下げを目的とする通貨政策が、建言書提出者河瀬秀治によって企画されているのは当然である。彼はこの政策を「正権二道ニ通ニ分ツ」ことが必要であるとして、正道とは経済発展のために政府の常務とすべき経済政策であり、権道とは現状の金銀価騰貴に対応するための政策を指すものであると述べている。彼が政府の常務と主張しているものは次の七項である。

- 「第一 政府ノ費用ヲ節ス
 - 第二 収税法ヲ簡ニシテ税額ヲ軽減ス
 - 第三 貨幣ヲ増発ス
 - 第四 貨幣ノ基ヲ一ニス
 - 第五 民産保護ノ法ヲ補足ス
 - 第六 運輸通信ノ便ヲ益ス
 - 第七 理財ノ統計ヲ詳カニス⁽⁷⁾
- これらについては説明を要しないものであるとして、直面する金銀価高騰の問題に対する政策についての論述を行っているのである。すなわち、その政策として列挙するところは、次の八項である。
- 「第一 真貨銀行ノ設立ヲ促カス
 - 第二 銀貨ヲ増鑄シ及ヒ金銀ノ相場ヲ立ツルヲ公許シ併セテ其取引場ノ設立ヲ許ス
 - 第三 貯蓄銀行ノ設立ヲ促カス
 - 第四 輸出品製産ノ増進ヲ促カス

金札価値論争について

金札価値論争について

第五 商人外国ニ進往スルヲ促カス、附試売ヲ広メ且往ク可キノ国ヲ撰ム

第六 公債証書ノ額ヲ減ス

第七 関税ヲ課スルニ保護主義ヲ以テス

第八 予備金^⑧

洋銀相場上昇に対する第一の政策としてあげている真貨銀行は、政府保有の正貨を資本金として設立し、わが国の正貨および洋銀需給の中心機関の機能をもたしめ、正貨の国外流出を防止することを目的とするものである。この構想は、明治十三年、政府の財政的援助の下に設立された横浜正金銀行によって実現されるに至ったということができよう。

第二の銀貨増鑄および金銀取引所設立案は、わが国の金銀比価と外国における金銀比価との矛盾を解消するために、銀貨の供給を増加して、その相場を低下せしめる要因を醸成し、さらに金銀貨売買相場を公認して、その適正相場を形成する手段とすべきことを主張するものである。これは、明治十二年三月開業の横浜洋銀取引所をして、同年九月に金銀貨幣の売買をも行わしめるに至ったことに影響をもつ意見と思われる。

第三以下の諸政策は、経済発展の根本問題として、産業発展のための政策を説くものである。すなわち、資金供給源の充実、低金利実現の方策として貯蓄銀行の設立を促進すべきこと、財政融資によって輸出産業を伸長せしめ、正貨流入の増大をはかるべきこと、さらにこれに関連して、公債証書担保による産業資金の貸附を行い、また直貿易拡大をはかるべきこと、保護関税政策を実施することの必要を説いているものである。

(1) 「大隈文書」A九八〇（早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第二卷、八八―一二六頁）

- (2) 同右、一一七頁
- (3) 同右、一一四―一五頁
- (4) 同右、一一六頁
- (5) 同右、一一八頁
- (6) 「貨幣制度調査会報告」二二五―二三九頁
- (7) 早稲田大学社会科学研究所編「大隈文書」第二卷、八七頁
- (8) 同右、九七―一〇六頁

三

右のように、明治十年以後の洋銀相場暴騰の原因は、正貨価値の上昇に見出されると主張し、不換紙幣の過剰発行を否定しようとする意見は、維新以来、わが国経済を急速に発展せしめるために必要な条件として、資金供給政策に重点をおいて来た維新政府の通貨政策を支持する原理ともいべきものであり、特に河瀬秀治らによる詳細な現況調査にもとづく建言書は、この立場をとるものを代表する見解であるといえることができる。

一八一〇年のイギリス地金委員会において、イングランド銀行頭取ウィットモアは、

「銀行は決して銀行券を強制的に流通せしめるものではなく、したがって公衆の需要を超過して一枚の銀行券といえども流通過程に留まるものではない。⁽¹⁾」「物価騰貴、輸入増加、歳入増加およびロンドンにおける一般的支払増大⁽²⁾」を考慮する時、銀行券の発行量は公衆の需要に均衡していると主張して、銀行券発行量を公衆の需要

金札価値論争について

金札価値論争について

に対して「適度の比率を維持すべき規準は合法的商業手形と思われぬものの割引を極力避けることにある。何人も利用することを欲しない銀行券に対して利子を支払うとは考えられないから、もし銀行券が流通過剰であるとすれば、それは銀行へ還流するであろう」⁽³⁾と述べている。

この主張を見ると、さきあげた河瀬秀治らの建言に含まれている意見が全く同系の立場によるものであることが知られるのである。資金供給方式が商業手形の割引に限定されている場合、この銀行主義的主張に見られるように、資金供給量は資金需要に対応する点に限定されるはずであることはいうまでもない。しかしながら、明治初期のわが国においては、国内通貨の主体は政府紙幣によって構成されており、国立銀行発行の不換紙幣は、明治十一、二年の頃においても漸く政府紙幣の三〇%以下にすぎなかった。しかも、国立銀行の貸附業務は公債・地券担保を主体として、長期信用供与の傾向が強く、商業手形割引あるいは荷為替金融による短期信用の供与はほとんど見るべきものがなかったのである。一方豊富な資金供給の源泉として利用された政府紙幣の発行は、公衆の資金需要を考慮しつつ供給量を抑制する方法にしたがったものではなく、近代的国家体制の確立、産業機構の近代化を基本的課題とする維新政府によって必要とされた財政経費支弁のために、赤字財政補填の手段として行われたのであった。

このような資金造出方法をとる場合、反地金主義の主張するように、公衆の資金需要によって資金供給量の限界が設定されるという法則は樹立されなはずである。したがって、河瀬秀治らの主張のように、維新政府は政府紙幣を経済社会の資金需要に対して適度な比例をもって増発したものと断言して、維新政府の通貨供給政策を

肯定することは困難であらう。ここに、紙幣過剰発行を物価騰貴、洋銀相場騰貴の原因と見る意見が提起されることは当然であると思われる。この意見を代表するものの一つとして、大隈文書中に所載されている「金銀価ノ昂貴ヨリ生セシ驚悸^{シビレ}ニ因テ物価昂貴スルト仮定シ其救療法ヲ論ス」と題する意見書をあげることができよう。この意見書は筆者名、作成年月日不詳であるが、その内容によって維新政府が銀貨売出政策を実施し、あるいは正金銀行を設立した時より以前のものとして推定され、さきあげた河瀬秀治らの「財政之儀ニ付建言」とほぼ同時期に提出されたものと考えられるのである。

この意見書は、物価騰貴の原因について、次のように論じている。

「抑モ今日ノ物価昂貴ハ紙幣ノ落下ニ因ラスシテ、実ハ其ノ源ヲ金銀ノ乏少ニ発シ、金銀ノ乏少ハ其原由ヲ貿易ノ不平均ニ帰スルカ故ニ、物品若シ旧位ニ安シ金銀ニ対シテ紙幣ト与ニ下落セハ、輸入減少シテ輸出増加シ復タ金銀ヲ国内ニ吸集スヘシ、然ルニ世人動モスレハ金銀カ物品紙幣ニ物ニ対シテ昂貴スルノ真理ヲ弁セス、妄ニ紙幣カ金銀物品ニ物ニ対シテ落下スルトノミ空想シ、紙幣ニ対シテ金銀昂貴スルヲ見レハ紙幣ニ対シテ又物価ヲ昂上シ、物品ヲシテ常ニ昂貴ノ金銀ト対等ノ地位ニ立タシメントラ望メリ、実ニ今日金銀カ乏少ノ故ヲ以テ紙幣ニ対シ昂貴シタルハ、則チ其实物品ニ対シテ亦昂貴シタルナリ」⁽⁴⁾

この意見は、その表現において明確なものとはいえないが、これは、わが国の貨幣制度が法制的には金銀複本位制度であるにもかかわらず、現実には国内通貨は不換紙幣によって構成され、正貨はすでに国内において流通手段としての機能を喪失していた事実を、正確に把握していない結果生じた混乱であらう。論者が、金銀はその欠乏の結果、財貨および紙幣に対する関係を変化するものであるから、物価は金銀に対して紙幣とともに下落す

金札価値論争について

べきであると述べているのは、法制的に金本制度を制定しているわが国においては、金が価値測定の基準であることを主張しようとしているのであって、わが国における通貨がすでに不換紙幣を主体としており、正貨は商品とともに、紙幣を基準として、その価値が表示されている事実を見落しているのである。したがって、この論者は、紙幣価値の低下が、金銀価のみならず物価の騰貴をも惹起することを、世人の空想にもとづくものと批判しているが、この問題に注目して、

「今日ノ物価昂貴ハ世人カ紙幣増加ノ実迹ノミヲ見テ其ノ差響ヲ推究セス、漫然其下落ヲ空想スルノ虚勢ト、金銀乏少昂貴スルノ実勢ト兩者相合シテ之ヲ大成セシ者ナレハ、今日ノ政策タル一方ニ向テ先ツ充分ニ此ノ虚勢ヲ鎮沈シ、他ノ一方ニ向テハ彼ノ実勢ヲ抑制セサルヘカラス」⁽⁵⁾

と述べ、物価騰貴の一つの原因を、増発紙幣に対する信認の低下に見出して、紙幣価値回復のためには紙幣量の減縮をはかることの必要を認め、

「第一減債方案ヲ公示シ、第二ハ銀行紙幣ノ制限額ヲ公示シ、第三ニハ銀行紙幣ノ一割若シクハ一割五分ヲ減セシメ、第四ニハ紙幣引換公債ヲ募ルニ在リ」⁽⁶⁾

という紙幣整理政策を提案しているのである。

物価騰貴は政府紙幣および銀行紙幣の増発によって醸成された、紙幣に対する社会的不信認にもとづくものであると主張する論者は、(一)減債方案を公示することによって、現在の不換紙幣が将来正貨と交換され得るものであることを明かにし、(二)銀行紙幣の発行限度と、既発行紙幣の消却を明示することによって、銀行紙幣増発の危険を抑制することを公衆に知らしめ、(三)また紙幣引換公債証書の発行によって、政府の意図が紙幣減却にあるこ

とを明白にすべきことを主張するのである。そして、これらの紙幣消却方策実施の結果、紙幣に対する社会的不信認が消滅し、物価低落がもたらされるに至ると説いている。

金銀価の騰貴を抑制するためには、輸出産業の発展、貿易収支の改善、保護関税政策の実施をはかるべきであるが、これらの政策を実行に移すことは、経済の後進国の段階にあるわが国にとっては容易なことではない。したがって、正貨欠乏の結果正貨価値の昂上、物価の下落を来し、貿易収支が自動的に調節されるという国際金本位制の法則が働くことを期待するほかはない。しかしながら、わが国においては正貨価値の昂上は物価騰貴をもたらす状態にあるために、恒久的効果は期待できないが、臨時的措置として政府は洋銀貸附政策を実施して正貨の不足を補充し、一時銀価を下落せしめることが必要であると論じているのである。

この主張はわが国において、明治四年制定の新貨条例が現実に機能しているかのように錯覚したことの上に立論されているのであって、当時のわが国の通貨事情は、為替相場の変動によって貿易収支の自動的均衡がもたらされる状態ではなかったのである。すなわち、国内通貨である不換紙幣の増発が原因となって、紙幣価値を下落せしめ、その基準によって測定される一般物価および正貨価値を高騰せしめていたのである。したがって、論者は洋銀貸附政策を臨時的措置にすぎないとする点において、むしろ、当時の通貨事情の本質を把握しているものということができるのである。この意見はおのずから明治十二、三年の交に維新政府が実施した洋銀取引所設立、銀貨売出政策の効果に対する批判となつていたのである。

「金に対する需要の増大、したがってその欠乏は、他のすべての財貨に比例して金をさらに高価なものならしめるであろう。同量の金が以前より多量の財貨を購入し得ることとなろう。換言すれば、金の実質価格は昂

金札価値論争について

勝し、あるいは金と交換に与えられる商品の量は増加するであろう。そして、すべての商品の価格は下落するであろう。金自体の価格は不変であるが、他のすべての商品の価格は下落するであろう。これが現在の事態でないことは明白である。すべての商品の価格は騰貴し、金の価格は商品の価格と同様に騰貴している。もしこれら共通の結果を唯一つの原因に帰せられるものとすれば、その原因は、この国の通貨事情の中にのみ見出すことができる⁽⁷⁾。

と、イギリスにおける地金委員会の報告が述べているのは、明治初期のわが国の通貨事情にも妥当する見解であり、さきの意見書も同じ立場にもとづく主張を内容としているものといえることができる。

当時のわが国の国内通貨は政府紙幣と国立銀行紙幣によって構成されており、これらの不換紙幣に対して正貨は他の商品と同じ立場におかれて、その紙幣表示価格が上昇していたのである。「地金報告」が

「もし一定額の鑄貨の実質価値が減少されるとすれば、それはより少い地金量と等価である。もし、この国において金と兌換し得ない国内通貨が過剰に発行されたとすれば、金の市場価格は造幣価格に対して同様の騰貴を生ずるであろう。この過剰額は他の国へ輸出され得ないし、また正貨に兌換され得ないために、必ずしもその発行者へ還流するとは限らない。それは流通過程に滞留して、すべての商品の価格を増大することによって漸次吸収されるものである」⁽⁸⁾

と述べているが、これは明治十一年より十四年に至るわが国における不換紙幣発行額の膨脹、物価騰貴を説明する場合にも適切な言葉であろう。

明治十二、三年の時期に、わが国の紙幣発行量の過剰であるか否かの問題をめぐって展開された議論が、明治

十四年秋以後、松方正義によって実施された通貨政策によって結論が呈示されたものといふことができる。明治元年以来、国家体制の整備、経済制度の改革を目的とする諸政策実施のために、大隈重信による資金供給政策が推進されていたが、明治十一年に至って不換紙幣増発の影響が物価、金銀価の面に顕著に現われはじめた。そして、明治十年西南の役終了によって維新政府の政治的権力が確立された時にあたって、近代的经济制度生成のために必要な条件として、通貨価値安定の問題に関心もたれるに至ったのである。松方正義によって租税増徴、財政支出の節減にもとづく紙幣消却政策がとられ、過剰購買力が吸収された結果、通貨価値は急速に回復し、明治十八年五月日本銀行券の発行が実現し、年末に至って紙幣は正貨と平価に流通する状態に到達した。この紙幣消却政策によって通貨価値の回復が実現された事實は、すでに不換紙幣が過剰に発行されていたことを実証するものであらう。

- (1) "Report, together with Minutes of Evidence, and Accounts, from the Select Committee on the High Price of Gold Bullion" 1810. Minutes of Evidence, p. 91.
- (2) *op. cit.* Minutes of Evidence, p. 91.
- (3) *op. cit.* Minutes of Evidence, p. 127.
- (4) 「大隈文書」A一〇一五（日本銀行調査局編「日本金融史資料」、第四巻、七五六―七五九頁）
- (5) 同右
- (6) 同右
- (7) "Report on the High Price of Gold Bullion" 1810. Report, p. 11.
- (8) *op. cit.* Report, p. 17.